

農林水産大臣

鹿野道彦様

東日本大震災津波に関する要望書

～平成23年度補正予算及び平成24年度政府予算編成等に向けて～

平成23年8月18日

岩手県知事 達増拓也

東日本大震災津波に関する要望書

～平成 23 年度補正予算及び平成 24 年度政府予算編成等に向けて～

東日本各地に未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波は、平成 23 年 3 月 11 日の発災から 5 か月が経過しようとしておりますが、その被害の爪跡は、今もなお、被災地に色濃く残されている状況にあります。

特に本県においては、想像を絶する壊滅的被害を受けた沿岸地域を中心に、現時点（7 月 26 日現在）で、尊い命が失われ、また、未だ行方不明となっている方々が約 6,700 人と、その人的被害は極めて深刻であるほか、家屋の流失、倒壊等の中、避難されている方々も約 8,900 人にのぼり、依然、厳しい状況の中での生活を余儀なくされております。

このような中、本県では、発災以来、国や関係市町村、さらには全国の皆様からのご支援とご協力のなか、復旧・復興対策を進め、4 度にわたる補正予算を編成するとともに、このほど、「岩手県東日本大震災津波復興計画 復興実施計画（案）」をまとめるなど、復興に向けて全力で取り組んでいるところでありますが、本県及び沿岸地域は、経済的にも財政的にも脆弱な地域であり、県や市町村の対応できる範囲を大きく超える被災地の甚大な被害や現場の切実な声に対し、迅速かつ十分な対応をとることが非常に困難な状況となっております。

国におかれましては、第 1 次補正に続く第 2 次補正予算の措置や「東日本大震災復興基本法」の制定、さらには「東日本大震災復興基本方針」の策定など、復興に向けてご尽力いただいているところですが、今後、早急に第 3 次補正の追加予算を措置いただくとともに、平成 24 年度概算要求に向け、国費による充実した支援と地方負担も含む復興財源を確保し、速やかに、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興対策に、全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

1 国家プロジェクトとしての水産業の復旧・復興支援

(1) 漁業と流通・加工業の一体的な再建

ア 大津波により、漁船、漁港、養殖施設、流通、加工施設等、水産業の基盤となる設備・施設が壊滅的な被害を受けたことから、水産業の両輪である漁業と流通・加工業の一体的な再建に向けた全面的な支援

イ 生産から流通・加工まで一連の共同利用施設を対象とし、原形復旧に止まらない、施設・設備の本格的な復旧・整備を可能とする高率補助等による支援

(ア) 震災後の水産業再生を促進するための高率補助の交付金の創設

(イ) 災害復旧事業の補助額算定基礎を償却残額ではなく整備費とする特例措置

(ウ) 設計監理費を災害復旧事業の補助対象として追加

ウ 既に着手した各種復旧措置に対する遡及的支援の実施

エ 広範・多様な被災施設等を複数年度にわたって段階的・計画的に整備するための制度、予算の措置

オ 民間事業者の水産加工施設の復旧・整備への支援

(2) 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の円滑な再開

ア 漁協が一括購入し、組合員が共同利用する漁船・漁具等の整備への支援の継続

イ 県有を含む種苗生産施設の復旧・整備や養殖用種苗の確保への支援

ウ 水産業再生の中核となる漁協の事業推進機能を早期に回復するための、事務所・設備等の復旧への支援

エ 漁協を核とした漁業、養殖業の円滑な再開を推進するための、漁協・関係団体の運営経費への支援

(3) 漁港等の復旧・復興

ア 漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の早急な復旧に向けた全面的な支援

イ 地域づくりの方向性との整合を図りつつ、津波シミュレーションに基づき地方公共団体が決定した海岸保全施設のかさ上げ工事について、激甚災害指定に伴う特別の財政援助によりかさ上げされた災害復旧事業の補助率と同等の補助率となる事業を創設すること。

(4) 漁業者等の生活補償等

生活手段を失った漁業者等に対する緊急雇用制度の拡充（新たな基金の設置）や、生産を再開し収入が得られるまでの間の所得補償等による生活支援

2 農業・農村の復旧・復興支援

(1) 農業生産基盤の早期復旧と新たな農村づくりに向けた支援措置の充実

ア 津波により、壊滅的な被害を受けた地域において実施する災害復旧関連事業について、「併せ行う事業」の限度額や面積などの要件の大幅な緩和

イ 非農用地を含む土地利用の大胆な見直しにも対応した、農業・農村基盤の整備が可能な制度の創設

ウ すべての農業生産基盤の早期復旧に向け、国庫補助対象を1箇所工事費が40万円未満の小規模災害にも拡大するとともに、国庫負担割合、起債充当率等の取扱を40万円以上の災害と同様とする措置の実施

エ 被災調査や査定設計委託及び災害復旧関連事業の事業計画書作成等に要する費用に対する全面的な財政支援

オ 被災農業者等の土地改良事業負担金や土地改良区賦課金及び被災した土地改良区の事務所や設備等の再建に対する全面的な財政支援

(2) 被災地域における新たな産地づくりに向けた総合的な支援

ア 被災地域の復興計画に位置付けられた、園芸や畜産のモデル団地の形成に必要な施設用地の造成、生産施設・機械等の整備を全面的に支援する制度の創設

イ 新たな産地の担い手を計画的に確保・育成するため、新規就農者等に対する経営管理能力の向上や実践研修、初期投資の軽減に活用する基金制度の創設

(3) 農業者の経営再建に向けた支援

ア 営農再開に必要な生産施設・機械等の購入経費に対する全面的な支援

イ 燃料や飼料不足に伴う生乳廃棄、家禽の死亡に対する損失補てん対策の実施

3 森林・林業、木材産業の復旧・復興対策

(1) 公共土木施設等の復旧の支援

林野関係施設災害の復旧に対する補助率の引上げ及び地方負担に対する特別交付税措置による全額国費措置(治山、林道)とするとともに、壊滅的な被害を受けた防潮林の復旧を図るため、全額国庫負担の復旧対策事業の創設

(2) 林業関係施設の復旧等の支援

ア 被災した合板・製材工場の本格的な復旧・整備に対する支援制度の創設

イ 原木等の受入れ停止による素材生産業者等への影響を軽減するため、被災した工場が再稼働するまでの地域外への運搬経費支援の継続や原木チップの支援対象への追加

4 被災農林漁業者の二重債務問題の解消

被災農林漁業者等が、不安なく農林漁業の再生に取り組めるよう、既往債務について、元金償還や利子支払の一時猶予、償還期限の延長など、特別な措置の実施

5 福島原子力発電所事故による畜産被害等への対応

(1) 「出荷・検査計画」の早期の承認

ア 審査を速やかに行うこと。

イ 承認の見通しを明らかにすること。

(2) 国による買い上げの実施

出荷適期をむかえた牛は、国により全て買い上げること。

(3) 国の緊急対策の充実

ア 販売価格の下落による損失については、地元負担が生じないよう、事業主体である独立行政法人農畜産業振興機構で、一括して損害賠償請求をする仕組みとすること。

イ 出荷遅延により死亡した牛の処分方針を提示すること。

(4) 暫定規制値を超えた牛肉、高濃度の放射性セシウムが検出された稲わら等の管理、処分方法の確立

ア 暫定規制値を超えた牛の内臓、骨、皮等の不可食部の保管、処分方法を明確にし、国の責任で保管、処分すること。

イ 高濃度の放射性セシウムが検出された稲わらについての保管、処分方法を明確にし、国の責任で保管、処分すること。

ウ 畜産農家、と畜場の作業員等の安全確保対策を講じること。

(5) 国による全頭検査の実施

国の責任において、肉用牛の放射性物質の全頭検査を行うこと。

(6) 風評被害の防止等

ア 牛肉の安全性についての正確な情報提供やPR活動を行うこと。

イ 県、市町村、団体等が実施する風評被害防止対策に要する経費に対して、全面的に支援すること。

(7) 畜産農家等の経営安定対策

ア 検査体制の不足や市場価格の下落等による、出荷遅延・調整に伴う掛かり増し経費及び中途死亡等による損失を全額補てんすること。

イ 枝肉価格や子牛価格の低下による損失を全額補てんすること。

ウ 畜産農家等を対象とした無利子・無担保・無保証の融資制度を創設すること。

(8) 畜産農家等に対する損害賠償の確実な実施

ア 東京電力による損害賠償が十分かつ迅速に行われるよう国が責任をもって対処すること。

イ 損害賠償手続きを進める各県の損害賠償対策協議会の活動に要する経費（弁護士報酬を含む）については、畜産農家等の負担が生じることのないようにすること。

(9) 放射性物質の検査体制整備に対する支援措置

放射性物質の検査体制を早急に構築するため、検査機器の整備費用や検査実施に要する経費に対して全面的に支援するとともに、検査機器の確保を関係事業者等に対して働きかけること。